慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	〔労働法二五〕 争議目的の不当・ 争議権の濫用と組合役員の就業規則違反を理由とする懲戒解雇 (東京地裁昭和四一年二月二六日決定)
Sub Title	〔労働法〕 二五 日本航空事件
Author	阿久沢, 亀夫(Akusawa, Kameo) 社会法研究会(Shakaihō kenkyūkai)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1966
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.39, No.6 (1966. 6) ,p.58- 65
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19660615-0058

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

〔労働法　二五〕争議目的の不当・争議権の濫用と組合役員の就業規則違反を理由とする懲戒解雇

（日本航空事件　東京地裁昭和四〇年(ヨ)第二一七四号　昭和四一年二月二六日決定）

【事実】 申請人A、B、C、Dの四名は、被申請人日本航空株式会社（以下単に会社という）の従業員であり、Aは、航空士、Bは、航空機関士、CおよびDは、副操縦士であつた。同時にA、B、C、D四名の者は、会社の乗員のほとんどをもつて組織する日本航空乗員組合（以下単に組合という）の組合員であり、Aは、組合執行委員長、Bは、副委員長、Cは書記長、Dは執行委員・情宣部長であつた。会社は、組合が昭和三九年一一月一二日より一四日までおよび同年一二月二一、二二日の両日にわたつて行なつた争議行為を違法と断定して違法争議を企画、指揮したことを理由として申請人すなわち右四名の者を懲戒解雇にした。このように本件四名の懲戒解雇は、争議行為を理由とする組合幹部の懲戒解雇であり、争議行為の正当性の判断が、中心となる。したがつて最初争議行為の事実関係についてやや詳細な考察を行なうことが必要である。

(1)　一一月の争議行為

(A)　争議行為の目的

一一月争議における紛争事項、すなわち争議行為の目的は、二つである。第一は、会社と組合との間において締結した昭和三八年八月二四日付覚書第三項「外人ジェット・クルーの雇用は機長四名、航空機関士四名に限る」との条項に違反して、会社は、外人ジェット・クルーを雇用した。組合は、右会社の違反行為を抗議したが、会社は、右の措置は、日本人機長の養成を目的とし、日本人乗務員の昇進になんら支障を来すものでないから覚書に反しない旨解答した。しかし組合は、右会社の解答に納得せず、その後開かれた労使会議においても労使の意見は対立したままであつた。労働争議の原因をなす第二の事柄は、カイロ・カラチ間における乗員の減員問題である。カイロ・カラチ間は、法規上航空士を乗務させない乗員編成、すなわちパイロット・ナビゲーション（操縦士のみによる航法）で足りるとされていたが、会社は、航路開設以来航空士を乗務させていた。ところが、会社は、昭和三八年三月頃から、パイロット・ナビゲーションの乗務員編成実施

を考慮し、右実施について昭和三九年八月二九日組合に説明し、九月七日から実施したい旨申し入れた。しかし組合は、組合役員改選期であるため一〇月五日まで延期するよう要請したが、この要請を無視し、会社は、九月二〇日実施し、航空士の減員を行ない、結果的に操縦士に対し労働強化を強いることになつた。

(B) 争議行為の実情

組合は、組合員の労働条件に関する右要求を貫徹することを目的とし、昭和三九年一一月一二日午後一〇時発ホノルル・ロスアンゼルス行の飛行機に搭乗する予定であつた機長、副操縦士、航空士、機関士など四名の者に対し、指名ストを行ない、右四名の者は乗務管理課に定刻までに出頭したが、飛行場へは行かなかつた。組合は、飛行機出発時刻一時間前に、社長自宅あて電話をし、社長に対し四名の者の指名ストライキを通告した。会社は、代替要員(管理職)により、予定より二時間遅れて右飛行機を出発させた。

つづいて一三日、組合は、バンコック・シンガポール・ジャカルタ行の飛行機についても、四名の指名ストライキを実施し、飛行機出発二〇分前に指名ストライキを解除したため、同便は三五分遅れて出発した。なお組合は、一三日ホノルル・サンフランシスコ行を欠航せしめるとともに、香港行、ホノルル・ロスアンゼルス行、福岡行などの飛行機の出発を指名ストにより遅延せしめた。一四日には、ソウル行、ホノルル・サンフランシスコ行、香港行、ホノルル・ロスアンゼルス行などの飛行機をそれぞれ指名ストにより欠航もしくは遅延せしめた。

(2) 一二月の争議行為

(A) 争議行為の目的

一二月ストライキの直接原因は、賃金紛争で、組合執行部は、賃金その他の諸手当について団体交渉を行ない、最終的な原案を会社と協議して作成し、代議員会の承認を得たが、臨時組合大会において、右原案を否決された。このため組合執行部はその責任をとり全員総辞職を行ない、かわつた新執行部は、昭和三九年一一月四日新要求書を会社に提出し、同月一八日右要求につき二五日団体交渉を開催するよう要求し、なお同月二七日には労調法三七条の争議予告を行なつている。しかし会社は、賃上げ問題は六月の会社解答によりすでに解決ずみであるから、新要求について組合とあらためて団体交渉を行なう必要はないとし、組合の主張と対立しこれが直接原因となつてストライキに入つた。

(B) 争議行為の実情

組合は、一二月二一日ホノルル行、大阪・台北・香港行、ホノルル・ロスアンゼルス行、福岡・沖縄行、コペンハーゲン・ロンドン・パリ行などの各便に乗務する予定であつた機長、操縦士、航空士、機関士などに対し、指名ストライキを行ない、そのために右各便を欠航もしくは、遅延せしめた。

会社は、右のストライキは違法であり、(主張で述べる理由にもとづき)この違法なストライキを企画・指令し実行せしめて会社に重大な損害を与え、かつ会社の信用を著しく傷つけた申請人四

名を就業規則の「故意又は重大な過失により、会社に損害を与え、または信用を傷つけたとき」に該当し、その情状の重いものであると判断し、懲戒解雇とした。この懲戒解雇に対して、組合は、ストライキは、目的においてまた態様においてともに正当であり、平和義務違反は成立せず、調停手続中の争議行為は、法的規制がなく、一般の労働争議においても、しばしばみうけられるものであるとした。かくて申請人はストライキは、右の諸事由からして合法であるから申請人四名の解雇は無効であり、労働契約上の権利を有する地位を仮に定める裁判および賃金相当額を申請人に支払うよう命令する裁判を求めた。右申請に対して、解雇無効を認め、賃金相当額の支払を命じたのがこの仮処分決定である。

【判旨】

㈠　一一月の争議行為について

(1)　争議行為の目的について

(A)　被申請人は、覚書の条項の解釈に関する争いは、本来争議行為に訴えて使用者に実力をもつて一方的な解釈を強制すべき筋合のものでないと主張するが、「組合が正当と信ずる解釈を主張し、協約上の労働条件が不当に侵害されないよう争議行為の手段に訴えてその主張の貫徹をはかることは、何ら法の禁ずるところでない．…組合の立場として右外人クルーの雇傭が上記覚書三項に反するものと解釈し、会社がこれと反対の見解のもとに上記計画を実行しようとするのを阻止するため、本件争議行為に及んだとしてもその目的において不当と云うことはできない。」

(B)　「乗員編成が本来会社の経営権に属する事項であるとしても、……会社の実施しようとする乗員編成の変更が組合員の労働量、労働安全等の条件に直接影響があると考えられる場合、組合が反対を主張し、右主張を貫く手段として争議行為を行なうことについては、何ら責められるべきいわれがない。」

(C)　会社は、争議権の行使は、労使双方が団体交渉で論議を尽した上で、双方の主張が完全に対立し、解決の方法が途絶した段階において初めて許されるので、本件争議行為は、実質的論議を尽さないままいきなり突入した「争議のための争議」であつて、争議権の濫用であると主張するが、「労働組合が労働条件等に関して使用者との間に争いがないのに、或いは使用者に対し、その要求、主張を明確にしないまま争議行為に及ぶことは、……一般に不当視されるところであるけれども……右両問題に関する要求を貫徹するため労使交渉の叙上の段階において争議行為に入つたとしても、その点において組合を批難するのは当らない。」

(2)　争議行為の態様について

「ストは労務不提供の方法により業務運営に支障を生ぜしめることを目的とする争議手段であるから、スト実施の範囲及び時期並びに使用者に対するその通告の時期については、法令の定めないし労使間の信義則に反しない限り、組合においてその実効性を配慮して自由に決定できるのが建前であり、事前通告を欠く指名ストであるからといつて、当然に違法不当と断ずることはできな

い。」

(二) 一二月争議行為について

(1) 平和義務違反の主張について。

昭和三九年度賃上げ問題は、労使間に合意（労働協約）が成立して解決ずみであるから、この問題につき同じく要求をかかげ争議行為を行なうことは、合意（労働協約）によつて設定された平和義務に違反するという会社の主張に対して、「合意書面に組合の調印を得るに至らなかつた以上、労働協約としての効力を発生するに由なく……労働協約違反の問題を生ずる余地がない。」

(2) 調停手続中の争議行為の不当性の主張について

「調停進行中争議行為を禁止する成文法上の根拠もなく、本件の場合これを不当とする特段の事情についての疎明もない……。」以上の理由にもとづき、決定は、本件解雇は、「労組法七条一号の不当労働行為に該当し、公序に反するものとして無効といわねばならない」とし申請人を勝訴としている。

【研究】 判例に賛成である。

一　この判例は、いくつかの基本的問題を内含している。この事件について一般的に印象づけられることはまず第一に争議権の構成について、会社はきわめて初歩的な原則論を根拠とした主張を行なつており、そのために裁判所はあらためて争議権の濫用について正面から判断せざるをえない立場に追いこまれていることである。争議権の理解は、ややもすれば、自己の利益を思う余り自己の利益を中心として理解することがしばしばみられ、それほどでないにしても、独断的論議のなかに余りにも深く沈み過ぎてしまうため、その歴史的意味とわが国の法理とが見逃され、不必要とさえ思われる事実論が、いかにももつともらしく主張されることによつて、争議権の真姿を覆いかくすことがしばしばである。会社側の既述の主張は、右のような印象を与えないでもなく、かりに自己の利益を護るための訴訟上の主張として行なわれたにしても不可解である。そうした論理構成の拙劣さはさておき、第二にいえることは、外国の航空労働者の団結権なり争議権なりの行使に接する機会の多い航空乗員労働者は、日本的な労使関係に加えるに世界的な航空労働者の団結権・争議権などの行使の実情に通じていると思われるのであり、昭和三九年においてもかなり外国航空会社のストライキが行なわれたはずである（たとえば七月のP・A・Aのストライキ、一二月のB・E・Aおよびエアー・フランスなどのストライキなどにおいては、多くの欠航便が出ている）。右のような外国のストライキを目の前にみていて、本件における程度のストライキが、組合幹部の責任追求すなわち懲戒解雇を成立せしめるに十分であると考えることは、世界の常識から逸脱した考えであることを、組合員一人一人が十分に認識していたところであろう。そうした認識と意識のもとにおいて行なわれた組合活動とストライキに対処する会社側の態度は、これまたいかにも特殊なもので、会社側の主張のなかからうかがえる論議が、いたるところで組合側とかなりかけ離れていることが如実に物語られている。そしてこのことは、労使関係に対し、および組合の

性格（代議員大会の決議を不承認とした組合大会にみられるように）に対し影響を与えていると思われる。

さて法律論としてその中心となるものは、第一に本件争議行為は、合法であるのか違法であるのか、その目的と態様の点から検討されることを必要とする。この結論は、また争議権の濫用論へと移行する。第二に、本件指名ストライキは、合法であるのかかつ予告義務との関係でいかに考えられるのであろうか。第三に就業規則を根拠とするストライキ中の組合幹部の責任追求の可否などの問題がある。

二　争議行為の正当性は、一般的に目的の正当性と態様もしくは手段の正当性とから検討することを必要とする。一一月ストライキにおける正当性は、まず目的の正当性から検討すべきものであるが、そこには二つのことが、すなわち二つの要求が、争議行為の目的として妥当たりうるかどうかの問題として取上げられてくる。その第一は、判旨においてすでに述べたように、労働協約条項（覚書）の解釈をめぐつて労使の間に紛争が生じたとき、組合がストライキを通して、その要求を貫徹するというそのストライキは合法視されるかどうかということである。労働協約の解釈をめぐる紛争は、たしかに労働協約の締結を目的とする紛争あるいはベースアップなどの紛争などと異なるのであるが、労働条件の向上ということを意図することにおいて、他の一般的な紛争と異なるところはないであろう。本件において外人ジェット・クルーの導入によつて組合員の労働条件とりわけ組合員の将来の昇進になにがしかの影響があらわれるとしたら覚書をめぐる解釈上の紛争および履行について組合は団体交渉を行なうこともできれば、自らの主張を貫くためストライキを行なうこともできるといわねばならない。わが国の労働法理上本件会社のような労使関係について、その団体交渉内容を規制する立法はなく、組合がいかなる事項について要求し、その団体交渉の対象とするかあるいは争議行為の目的とするかは、労使の自由、とりわけストライキについては組合の自由な判断にまかされているのである。要求事項の選択に対して、国家なり使用者なりが介入することは、好ましくなく、使用者が、選択に対して効果的助言をしたり、特定の選択結果を強要することは、妥当とはいえない。争議行為の目的は、主として労働者の経済的地位の維持または向上に向けられるものであり、その目的事項が使用者の支配下において存在するものであることをもつて十分であり、それ以上争議目的について、これを規制するなにものもないといえよう。

つぎに乗員編成は、会社経営の専権事項なのかどうかについて、主張のわかれるところであるが、かりに右事項が、会社の専権事項であるとしても、それが労働条件に関するかぎり争議行為の正当な目的たりうることは多言を要しないところである。カイロ・カラチ間は、航空士を必要としないことが法規上定めてあるとしても、従来から乗員編成のなかに組み入れられていた航空士を、昭和三九年に至り、減員することは、労働強化となるもので、いわゆる労働条件の低下を意味するものである。したがつて乗員編成が、経営の専権事項であるとしてもなお団体交渉の対象となりうるものであり、

それはまた争議行為の目的たりうるものである。

以上述べたように本件争議行為の目的は、きわめて明確に労働条件に関連するものであり、使用者が主張するように「乱脈極まる」ストライキでもなく、さりとてまた「権利濫用の不当な争議行為」でもない。ここで争議権の濫用の問題が生じてくるが、わが国において争議権の濫用が、具体的に問題となつた事例は、比較的すくなく、学説の多くも争議権の濫用としてでなく、争議行為の目的の不当性として処理する考え方が多い。たとえば、具体的な主張も交渉もしないで突然行なうストライキは、正当な争議行為ではない（菊池・林共著「労働組合法」三三頁参照。また石井照久「労働法」—法律学講座—一三〇頁では加害目的の争議行為とする）。このように目的の明確でない争議行為は、加害目的の争議行為といわれているが、右の理論は、アメリカ争議法の影響を受けたわが国の理論としてかなり一般化しているといえよう。しかし争議権という以上は、そこに権利濫用の構成されるのは当然であり、ここに注目して右のような争議行為は、争議権の濫用であり、目的の問題ではないとする考え方もある（蓑沼謙一「民事責任」二四頁参照）。わが国のように憲法上、明確に争議行為が争議権として権利構成されている場合、後者の見解に親近感をおぼえるのが自然で、妥当な理解といえよう。フランス労働法においては、争議権濫用（L'abus du droit de grève）の法理が確立しており、争議権濫用が成立するためには、二つの要件中いずれか一つの要件に該当することを必要とする。その一つは要求が明確にされることなくストライキが開始されること、開始後において要求の内容を明確にしないこと、第二には、ストライキ参加労働者の動機が、不統一であり、あるいは愚弄的であること、以上いずれかに該当するとき争議権濫用の法理が成立する（Jean-pierre Bouère, Le Droit de Grève, 1958, p. 64）。いうまでもなく、加うるに争議行為が、他の利益との関係において不均衡であり、争議行為の目的が不明確のままであり、社会的損失がいちじるしく大きいという結果が生れていることを必要とする。このようにみてくると争議権の濫用は、かなり厳格な要件のもとに成立するものであり、そう容易に成立するものでないことがうかがえる。

ところで本件における争議行為をみると、その目的は、労働条件の向上もしくは低下の阻止ということであり、きわめて明確である。かつまた争議権の濫用が成立するためには、社会一航に与えた損失、具体的には旅客に与えた不便と不利益とが中心として考慮されなければならないが、本件にみられる程度の不利益は、公共性をもつ交通機関のストライキとしては、歴史的にみてかつ現在の世界一般の考え方からして当然ストライキに随伴して起りうる不利益といえるようである。したがつて争議権の濫用をもつて、本件の争議行為を理解することは、妥当性を欠くものであり、本件について争議行為の濫用ひいては争議行為の違法性を判断することはあたらないというべきで、判旨は正当である。

三　つぎに問題は、指名ストライキである。指名ストライキは、組合員の一部をストライキに参加せしめることであり、部分ストライキの一つと考えられるものであつて、一般的には、正当と考えられている。本件のストライキにおいては、この指名ストライキという争議行為の態様が問題とされる。判旨が示すように指名ストライ

キは、通常の一斉ストライキに比較し、経済的損失はかなり少なくすみうるが、指名ストライキに関係した旅客に対する予告は、きわめて突如として行なわれる。本件においては、組合は労調法第三七条にもとづく予告を法規通り行なつたのち、指名ストライキに突入した旨会社に通告している。労調法第三七条にもとづく争議行為の予告は、法規通りに行なわれているのであり、そのかぎりにおいて本件指名ストライキは、違法とはならないが、指名ストライキは、なお余裕をとつて通告できなかつたものであろうかとの疑念が残る。しかし労調法三七条の争議予告が、いかなるかたちでまた内容で行なわれたかは明らかでないが、指名ストライキを行なう旨の予告は労調法第三七条の予告において同時に行なわれたものと思われる。してみると指名ストライキそのものについて違法となる契機はみあたらない。指名ストライキの場合、実施方法如何によつては、一般の部分ストでは見られないような危害が発生することも予想されるから、指名ストの行なわれた当該部門の状況、時間、人員などを考慮して具体的にその正当性を判断すべき」（瀬元美知男「争議行為の態様と正当性」―労働法大系三巻二二頁引用）であるとされているが、本件における指名ストライキは、なんら特別な危害が発生せず、ただ国際線に混乱が生じたという程度のもので、具体的にみても指名ストライキを違法視しなければならないような事実はみうけられない。

さてつぎに一二月の争議行為についてみると、争議行為の目的であるベース・アップは、旧執行委員において団体交渉が行なわれ、かつ労働協約締結権をもつている代議員会において承認されたものの、組合大会において不承認の結論が出された。してみると旧ベース・アップは成立し、成立したベース・アップとは異なるより労働者に有利なベース・アップの要求が出されたのである。この間の事情を法的に分析してみると、ともかくもベース・アップは、一応妥結し、労使の合意が成立している。この合意に反して組合が再度新要求を提示し、この要求を貫徹することを目的として争議行為を行なつたことは、たしかに団交権の濫用とみられかつまた信義則に反するものといえよう。ただ本件における問題は、判旨も指摘するように、右労使の合意が、成立したにしても、はたして労使間における規範として有効に、労使両者を拘束するにたりるだけの力をもつていたかどうかである。会社は、賃金に関する労使の合意にもとづいて賃金を支払つていたわけでなく、合意成立後においても従来の賃金率に従つて賃金を支払つていたし、組合大会も代議員大会の直後に行なわれ、時間的にみてその間において右合意を一般組合員によく周知せしめる余裕もなかつた。してみると右の合意を労働協約にまで高め、これに違反した争議行為を、平和義務違反と断定することはかなり無理があるように思われる。

四　最後に調停手続中の争議行為についてみると、判旨が指摘するように調停進行中あるいは調停を経過することなく争議行為を行なつてはならない旨の特別の規定がないわが国において、その争議行為が違法であると断定することは不可能である。外国にみられるように、たとえばフランスの一九五〇年二月一一日法第五条のような明文をかいているわが国においては、調停中といえども争議行為

を行ないうるものである。そのような争議行為は、調停そのものを組合の有利に展開しようとするよりも、労使の自主的交渉を有利にしようとするものであつて、労働紛争を労使の自主的解決にゆだねようとする法の態度からして、右の争議行為は一概に排除されるものではない。

（阿久沢　亀夫）

〔最高裁民訴事例研究　三一〕

昭三九12（最高民集一八巻四号七二五頁）

不動産の競落人が引渡命令を申請することなく競落物件の引渡を求める訴を提起した場合と訴の利益の有無

家屋明渡請求事件（昭和三九・五・二九第二小法廷判決）

原告X（被控訴人・被上告人）は、訴外Aに対する不動産強制競売手続において、家屋甲・土地乙につき競落許可決定を得てその旨の所有権移転登記をうけた。被告Y_1・Y_2・Y_3（Aが死亡しY_1・Y_2はその相続人、Y_3はY_1の妹婿）は、Xに対し対抗しうる権原なしに右家屋甲を共同で占有し、またXに対抗しうる権原なしにY_3は土地乙上に家屋丙を建築所有し、Y_1・Y_2はこれに入居し、土地乙のうち右家屋の床面積部分を占有していることを理由に、家屋甲の明渡及び土地乙につきY_3の家屋収去、Y_1・Y_2の家屋退去、Y_1・Y_2・Y_3の敷地明渡ならびに家屋甲・土地乙の使用料相当損害金の連帯支払を求めるため、本訴を提起。一・二審ともXの全部勝訴。被告らが上告。上告理由第四点として、不動産競売手続で所有権を取得した競落人は、不動産引渡命令による明渡をうけられるから、別に明渡を求める給付訴訟を提起する必要がない。ことに本件の場合Xのために不動産引渡命令が発せられ、これに承継執行文が付与され、現に執行吏は引渡執行のため現場に臨んだことまで明らかであり、かかる引渡命令をさしおいてなされた本件訴はその利益を欠き、これを看過した原判決は民訴六八六・六八七条の解釈を誤つた違法のものである、という。

最高裁はこれに対して以下のごとく述べて、本件上告を棄却している。すなわち、不動産強制競売手続において不動産を競落し、その所有権を取得した競落人は、競落代金を完納したときは、競売裁判所に対し、債務者またはその一般承継人の占有にかかる右不動産を引き渡すべき旨の命令を申請し、該命令に基づいて引渡の執行をすることができるのであるが、競落人が競落物件の占有を取得するため、右引渡命令を申請しこれを執行する方法によることができるからといつて、債務者またはその一般承継人を相手どつて競落物件の引渡または明渡を求める訴を提起することが禁止されるものとは